

栃木労働局「今月(3月)のおすすめ情報」を紹介します。

栃木労働局の
公式SNS↓

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすめ情報



① 令和8年4月1日から、女性活躍推進法が改正されます！

女性活躍推進法の改正により、これまで従業員301人以上の企業に公表が義務付けられていた「**男女間賃金差異**」について、**101人以上の企業に公表義務を拡大**するとともに、新たに「**女性管理職比率**」についても**101人以上の企業に公表を義務付けます**（以下の表を参照）。公表の際は、厚生労働省が運営する「**女性の活躍推進企業データベース**」が最も適切です。

情報公表の必須項目の拡大

義務

女性の活躍推進企業データベースについてはこちら



企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上（※1から1項目以上、※2から1項目以上を選択）を公表（合計4項目以上）
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上（※1と※2のうちから1項目以上を選択）を公表（合計3項目以上）

※1 「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ・男女別の採用における競争倍率
- ・労働者に占める女性労働者の割合
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績

※2 「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・男女別の育児休業取得率
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・有給休暇取得率
- ・雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

【問合せ】 栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL : 028-633-2795

リーフレット
はこちら

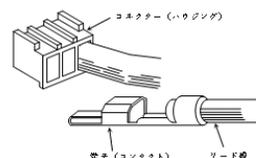


② 最低工賃(電気機械器具製造業)の改正について 令和8年4月20日発効

栃木県電気機械器具製造業の最低工賃について、下記表における金額に改正発効されます。なお、栃木県電気機械器具製造業の最低工賃は、栃木県内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者に適用されます。詳細は、下記賃金室までお問合せください。

電気機械器具製造業の業務工程解説図

品目	工程	規格	金額
コネクター	差し（電線の端末に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	1ピンにつき 57銭 (改正前 51銭)



③ 家内労働委託状況届の提出は4月30日まで

家内労働法第26条、同法施行規則第23条により、家内労働者（内職者）へ業務を委託した場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の委託状況について、4月30日までに労働基準監督署を経由して栃木労働局に「委託状況届」を提出することが定められております。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話：028-634-9109）、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

④ 賃金引上げ支援策について

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

***賃上げ支援助成金パッケージ**:生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。

（※詳しくは二次元バーコードからホームページをご覧ください）

「賃上げ」支援
助成金パッケージ
についてはこちら



⑤ 求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください!

最近、ハローワークで求人を公開した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか?」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しています。

そのため、求人広告サイトを運営する事業主等と契約して求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、「事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約」を行ってください。

なお、ハローワークに求人をご提出いただく際に、『ハローワーク以外の事業者からの営業はお断り』や『求人掲載の営業はお断り』などの文言を記載することや、インターネットで公開する際には採用担当者の方のお名前や電話番号を非公開にするといった対応も可能ですので、お気軽に管轄のハローワークの求人担当にご相談ください!



⑥ キャリアアップ助成金をご活用ください!

キャリアアップ助成金「正社員化コース」

有期雇用労働者等※を正規雇用労働者に正社員転換した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

※有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。



キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」

有期雇用労働者等※1の基本給を定める賃金規定等※2を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

※1 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。

詳しくは
こちら

